

## 農地制度のあり方について

地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようにするためには、農業の再生と、総合的なまちづくりの両立が必要であり、このため、全国市長会をはじめとする地方六団体は「農地制度のあり方について」（平成26年8月）を取りまとめたところである。

東京都市区長会は、この提言の趣旨に則り、「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の重要課題として、農地制度のあり方について、真に守るべき農地はしっかりと確保した上で、以下のとおり見直しを図ることを要請する。

- ・農地の総量確保については、地域の実情を把握している市区町村が主体的に設定した農地面積の積み上げを基本とし、国、都道府県、市区町村が議論を尽くした上で、目標を設定すること。また、農地の総量確保に向けて国と地方が責任を共有して取り組むことができる仕組みを充実させること。

- ・農地転用の許可等については、大臣許可・協議等に多大な手間を要し、迅速性にかけるとともに総合的なまちづくりに支障をきたしている事例も見受けられることから、基準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市区町村に権限を移譲すること。

なお、上記事項に併せて、東京都の市区を含む三大都市圏の特定市においては、都市農業の振興と都市農地の保全が喫緊の課題となっていることから、都市農業振興の根拠法となる「都市農業・都市農地基本法（仮称）」の早急な制定をはじめ、現行の都市農地制度や土地相続制度等の改善など、必要な措置を講じるよう強く要請する。

関係各位

平成26年11月5日

東京都市区長会会長 竹内 俊夫